

【商店街等にぎわい回復促進事業】のご案内

1 事業の目的

この事業は、コロナ禍における原油高・物価高の影響が県内全域で進む中、商店等での消費拡大を促しながら、商店街をはじめとする地域のにぎわいづくりをとおして、県内の広域的な活力の回復につなげるため、「ふくしま商店街等応援事業」によるプレミアム付き電子商品券(以下「プレミアム付き商品券」という。)の利用促進とともに、地域の魅力向上や人を呼び込む取組に対し、かかる経費の一部を補助するものです。

2 募集要件

(1) 募集期間

令和4年7月19日(火)～ 令和4年8月12日(金)※当日消印有効

※期限を過ぎての応募は受け付け出来ません。

(2) 対象事業

事業内容	<p>【事業期間】 交付決定の日 ～ 令和5年1月31日(火) ※令和5年1月31日(火)までに事業経費の支払いが完了すること。</p>
	<p>○プレミアム付き商品券の利用を促進する効果を持つもの ・市町村等独自の商品券の利用促進のための取組も併用可 ・後日案内するプレミアム付き商品券のキャンペーン名及びロゴを、イベントや取組のタイトルやサブタイトルに入れること。</p> <p>○広域的なにぎわい創出の効果を発揮するもの ※事業実施に際しては、プレミアム付き商品券を利用しない方にも裨益し、商店街へより多くの人を呼び込むための最大限の工夫をお願いします。 ※電子商品券等の操作が不得手な店舗や利用者等の参加を促す取組も併せて工夫をお願いします。</p>
具体例	<p>○商店街等への来街者、来店者増加を目的とした取組 ・地域の魅力を伝えるまち歩きイベント(歴史ツアーなど) ・同業種の事業者による競争型イベント(〇〇コンテストなど) ・異業種間での連携したイベント ・地域の商品券参加店舗の紹介MAPの作成(紙・アプリケーション)</p> <p>○参加店舗及び利用者の増加を促す取組 ・プレミアム付き商品券への参加店舗増加のための取組(操作説明会など) ・プレミアム付き商品券の利用者増加のための取組(説明会、相談窓口など)</p> <p>○プレミアム付き商品券を利用しない方も参加出来る取組 ・来街者全員を対象とした企画(割引キャンペーン、独自のポイント付与、抽選会など)</p>

(3) 対象事業者

連携グループの例

- ① 商店街等、または商店街等が連携したグループ
- ② 県内の同業種事業者による中小企業団体(〇〇業組合など)
- ③ 商工会議所、商工会

- A商店街 + B商店街
- A商店街 + C商工会議所、商工会
- A商店街 + D事業協同組合(Dショッピングセンター)
- A商店街 + E同業種組合
- E同業種組合 + F同業種組合

(4) 補助率、上限額

補助率	補助対象経費の4/5
補助上限額	300万円 ※交付決定額の7割まで概算払いが可能です。

3 補助対象経費

経費項目	内容・条件
人件費	運営員など、事業のために新たに雇用する者の賃金
報償費	講師、出演者等への謝金 等
旅費	講師、出演者等の交通費、宿泊費 等
需用費	消耗品費、印刷製本費、景品購入費 等 ※景品購入費は補助対象経費の50%以内
委託料	外部への委託料(企画・運営、会場設営・撤去) 等
使用料・賃借料	会場使用料、機器・物品等のリース料 等
役務費	通信運搬費、広告宣伝費 等
負担金	割引券・クーポン券等の原資
その他	上記のほか、知事が必要と認める費用

《補助対象経費にならない主なもの》

- 補助事業の目的に合致しないもの
- 必要な経理書類を用意できないもの
- 交付決定前に発注、購入、契約等を行ったもの（見積書の取得は可）
- 販売を目的とした製品、商品の生産・調達に係る経費
- オークション品の購入（インターネットオークションを含みます）
- 金融機関などへの振り込み手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料など
- 公租公課
- 各種保証・保険料（ただし、旅費に係る航空保険料、展示会出展等で主催者側から義務づけられた保険料にかかるものは対象とします）
- 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- 事業者の構成員及びその家族、雇用者への人件費・旅費
- 各種キャンセルに係る取引手数料等
- 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続きに要する費用
- 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

4 申請書類等の入手方法、提出先

○福島県 商業まちづくり課 ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021d/nigiwai-kaihukusokushin-boshu.html>

- 提出先(郵送または持参)及び問い合わせ先
郵便番号 960-8670
福島市杉妻町2番16号 県庁商業まちづくり課
「商店街等にぎわい回復促進事業」担当
電話 024-521-7299

福島県商業まちづくり課
ホームページ



ふくしま商店街等応援事業 プレミアム付き電子商品券の発行を始めます！

●事業概要

- ◆商店街や地域の商店等(以下「商店街等」)で使用できるプレミアム付き商品券を発行し、商店街等での消費拡大を促し、にぎわいの回復や地域経済活性化を図ります。
- ◆商店街等がそれぞれの工夫でプレミアム付き商品券発行の効果を高める取組を応援する補助事業(商店街等にぎわい回復促進事業)も実施。事業の相乗効果を発揮させ、その後のにぎわいづくりを後押しします。

利用者が事前にスマートフォン等で電子商品券を購入

5,000円券購入で、6,000円分
10,000円券購入で、12,000円分の買い物が
可能に！(20%プレミアム)

販売予定券種 5,000券・10,000円券

最大で48億円相当の商品券発行



県内の商店街等各店舗で利用
【小売店・サービス店・飲食店など
幅広い用途に対応】

安心してオトクに商店街等を利用して
まちなかの活性化！



●参加対象店舗

○県内の商店街各店舗及び地域の各店舗

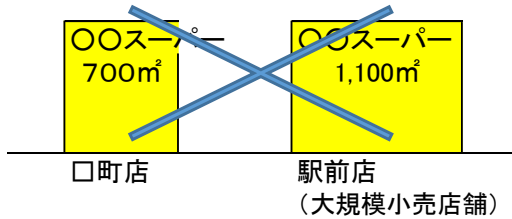
- ※商店街を構成していない店舗も可能です。
- ※参加するには申込みが必要です。

参加店舗の登録は令和4年9月上旬から開始を予定しています。
詳細は県商業まちづくり課ホームページにてお知らせいたします。

●対象業種

- 小売店(大規模小売店舗を除く。)
- サービス店(クリーニング、理容)等 ※宿泊の用途には使用できません。
- 飲食店(ふくしま感染防止対策認定店であること。)

【ご注意！】 小売店の場合、大規模小売店舗 及びその同名店舗は参加できません。



大規模小売店舗とは

→ 店舗面積が1,000㎡を超える店舗をいいます。

※その同名店舗については1,000㎡以下であっても参加できません。

●使用できない用途

- ① 不動産や金融商品等資産形成が高い商品の購入にかかる使用
- ② たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入にかかる使用
- ③ 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いものの購入にかかる使用
- ④ 宿泊にかかる使用
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う店舗等における使用
- ⑥ 国税、地方税や使用料などの公租公課にかかる使用
- ⑦ その他本事業の主旨に沿わないと知事が認めた使用

●事業スケジュール(予定)

- 令和4年9月 参加店舗登録開始(以降、随時参加可能)
- 10月 プレミアム付き商品券の販売開始(商品券使用は令和5年1月までを予定)

■お問い合わせ

福島県商業まちづくり課 電話 024-521-7126